

# II

## 第5期障がい福祉計画

### 5 施策の体系

#### 目標1 共に生活できるまち

##### <心のバリアフリーの推進>

- ①市民への啓発
- ②福祉教育・地域交流の推進
- ③ボランティアの育成と活動支援
- ④生涯学習の場における啓発
- ⑤権利擁護体制の推進
- ⑥障がい者差別解消の推進
- ⑦障がい者虐待防止の推進

##### <情報のバリアフリーの推進>

- ①情報の提供
- ②情報アクセシビリティの向上

##### <生活環境の整備>

- ①障がいのある人の住宅の整備
- ②住みよいまちづくりの推進
- ③移動環境の整備

#### 目標2 自分らしくいきいきと自立した暮らしのできるまち

##### <療育体制と教育の充実>

- ①発達支援体制の充実
- ②教育段階における障がい児支援体制の充実
- ③切れ目のない総合的な支援体制の構築

##### <雇用と就労の支援>

- ①障がい者雇用率の向上
- ②適正な職能評価と訓練機能体制の充実
- ③施設の整備

##### <文化活動とスポーツ活動の推進>

- ①芸術・文化活動の推進
- ②スポーツ・レクリエーションの推進

##### <社会的自立の支援>

- ①移動支援の整備
- ②コミュニケーション支援の充実

#### 目標3 共に安心した暮らしができるまち

##### <保健・医療・福祉等の連携促進>

- ①母子保健の充実
- ②成人保健の充実
- ③精神保健の充実
- ④難病施策の充実

##### <防犯・防災対策>

- ①地域防災体制の整備
- ②防犯と安全対策の充実

##### <相談体制の充実と人材の育成>

- ①相談支援体制の強化
- ②地域の支援体制づくり

##### <地域生活の支援>

- ①障がい福祉サービスの充実
- ②障がい児福祉サービスの充実
- ③重症心身障がい者・障がい児への支援
- ④地域移行・定着への支援
- ⑤家族介護者への支援
- ⑥経済的支援の充実
- ⑦地域リハビリテーションの充実

### 1 障がい福祉サービス一覧

訪問系サービス	日中活動系サービス	居住系サービス	相談支援サービス
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 居宅介護</li> <li>● 重度訪問介護</li> <li>● 同行援護</li> <li>● 行動援護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生活介護</li> <li>● 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)</li> <li>● 宿泊型自立訓練</li> <li>● 就労移行支援</li> <li>● 就労継続支援 (A型＝雇成型) (B型＝非雇成型)</li> <li>● 療養介護</li> <li>● 短期入所 (ショートステイ) (福祉型、医療型)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設入所支援</li> <li>● 共同生活援助 (グループホーム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画相談支援</li> <li>● 地域移行支援</li> <li>● 地域定着支援</li> </ul>

### 2 地域生活支援事業一覧

必須事業	任意事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 理解促進研修・啓発事業</li> <li>(2) 自発的活動支援事業</li> <li>(3) 相談支援事業</li> <li>(4) 成年後見制度利用支援事業</li> <li>(5) コミュニケーション支援事業</li> <li>(6) 日常生活用具給付事業</li> <li>(7) 手話奉仕員養成研修事業</li> <li>(8) 移動支援事業</li> <li>(9) 地域活動支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(10) 訪問入浴サービス</li> <li>(11) 日中一時支援事業</li> <li>(12) スポーツ・レクリエーション教室 開催事業</li> <li>(13) 声の広報発行事業</li> </ul>

